

美浜町

多世帯同居・近居住宅リフォーム支援事業

住宅のリフォーム

に要する経費の
2分の1の額

最大 **100** 万円を補助

※住宅のリフォームに要する経費が30万円以上のものに限る。

補助対象要件

次の要件を満たす方

- 新たに直系親族と多世帯同居又は近居するために、自ら所有する住宅を改修する者
(既に多世帯同居又は近居している場合は、多世帯同居又は近居を開始してから6か月以内の者に限る。)

※多世帯同居とは、直系尊属又は直系卑属の複数の世帯と町内で同居すること。
※近居とは、直系親族が町内で別に居住すること。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。
※この他にも要件がありますのでご注意ください。



補助対象工事

補助対象工事は以下のとおりです。

- ① 間取りの変更に関する工事
- ② 増築に関する工事
- ③ バリアフリー改修工事
(手すりの設置や段差の解消)
- ④ 設備の改修工事(台所、浴室、便所又は洗面所)

補助対象外工事は以下のとおりです。

- ① 併用住宅における居住の用に供する部分以外の工事
- ② 家具、調度品、電気器具その他設備品に係る工事
(太陽光発電設備等の設置に係る工事も含む)
- ③ 補助対象者が直接行う工事
- ④ 国、県又は町等の他の事業により補助金等の交付を受け、又は受けることができる工事

※リフォームの中で上記工事を含めて一体的に行う場合は、対象経費の仕分けが必要です。

申請書類

申請には次の書類が必要です。

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- リフォーム工事概要書
- 誓約書兼同意書
- 工事請負契約書又は請書の写し
- 補助対象工事と補助対象外工事が分かる書類
(工事費内訳書 等)

- 図面(配置図及び工事の内容が分かる工事前後の図面(平面図、立面図、断面図等))
- 工事着工前の写真(住宅全体及び補助対象工事に係る部分)
- 対象住宅の所有者が分かるもの(建物登記事項証明書等)
- 多世帯同居又は近居予定者の関係性を示すもの(戸籍謄本等)
- 多世帯同居又は近居予定者全員の住民票の写し

申請期限：9月30日まで

※補助金の交付決定を受けるまでは補助対象工事に着手しないこと。また、当該年度の3月1日までに補助対象工事及び当該工事に係る支払いを完了する必要がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】

